

特別工業地区建築指導要綱について

川崎市中原区の市ノ坪・中丸子地区にある特別工業地区内で工場等の建築行為を計画される場合には、建築確認申請に先立ち「川崎市特別工業地区内工場等建築指導要綱」に基づく**事前手続きが必要**になります。

目的

騒音、振動等の基準を準工業地域なみの基準にし、住宅地に隣接した工業集積地としての環境を確保する。

事前相談が必要な建築計画

次の、①② **どちらにも該当する場合、事前相談が必要**になります。

- ①工場またはこれに類する建築物に関するもの
- ②原動機（エンジン）を使用する作業をおこなうもの

※一般の住宅などは事前相談の必要はありません

※工場などであっても、原動機を使用する作業場に関係がない建築行為は対象になりません

届出の内容

騒音、振動を次表の基準以下に抑えるための対策などを提出していただきます。

騒音基準 (単位：ホン)	午前6時～ 午前8時まで	午前8時～ 午後6時まで	午後6時～ 午後11時まで	午後11時～ 午前6時まで
	60	65	60	50
振動基準 (単位：デシベル)	午前8時～午後7時まで		午後7時～午前8時まで	
	65		60	

提出書類

(該当する建築計画がある場合は事前に経済労働局経営支援課での手続きをお願いしております)

提出書類	配布場所等
①事前相談書	経済労働局経営支援課 (川崎フロンティアビル10階)
②騒音・振動関係対策調書	
③誓約書	
④建築確認概要書	建築確認申請書に添付する資料と同様
⑤案内図、配置図、平面図	

<お問合せ先>

特別工業地区とは

特別工業地区とは、都市計画法で定められる特別用途地区の1つであり、特定の業種の集積・公害防止などを図る必要のある地区について、その地区の特性に応じてキメ細かい用途制限を行うため定めるものです。特別工業地区では、その地区で定めた目的に従い、地方公共団体の条例で建築規則内容を定めることとされています。



川崎市の条例では**中原区の市ノ坪・中丸子地区**に「工業地域」をベースにした特別工業地区が定められています。

特別工業地区建築条例の目的

市ノ坪、中丸子地区の特別工業地区は、当該地区に隣接する地域の住環境を保護し、住工混在による弊害を未然に防ぐなど、当該地区内における工業の利便の増進を図る

特別工業地区の種別・規制内容

※該当地区の詳細につきましては経営支援課までお問合せください。

● 第1種特別工業地区

目的：当該地区に隣接する地域の住環境の保護を図るため、**爆発の危険性の高い工程を伴う工場を規制する**
規制1 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号（1）から（5）までおよび（29）に掲げる事業を含む工場

建築基準法別表第2（ぬ）

- 一 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場
- （一） 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
 - （二） 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く）
 - （三） マツチの製造
 - （四） ニトロセルロース製品の製造
 - （五） ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造
 - （二十九） 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

規制2 建築基準法施行令第130条の9第1項の表中準工業地域の欄に定める数量を超える火薬類（玩具煙火を除く）の貯蔵または処理に供する建築物

火薬	二十トン	導爆線	五百キロメートル
爆薬	十トン	導火線	二千五百キロメートル
工業雷管、電気雷管及び信号雷管	二百五十万個	電気導火線	十万個
銃用雷管	二千五百万個	信号炎管、信号火箭及び煙火	二トン
実包及び空包	千万個		
信管及び火管	五十万個	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	原料をなす火薬または爆薬の数量および限度による

● 第2種特別工業地区

目的：当該地区に隣接する地域の住環境の保護を図るため、爆発の危険性の高い工程を伴う工場を規制するとともに地区内の工場の利便の増進を図るため住宅等を規制する

規制：第1種特別工業地区で規制する内容ならびに建築基準法別表第2（わ）項第2号および第3号に掲げる建築物

建築基準法別表第2（わ）

- 二 住宅
- 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿